

消費税インボイシ制度の導入

「適格請求書」

請求書	
○○御中	11月分 20,000円（本体） 消費税 1,800円
11/1 牛肉2kg	※ 5,000円
11/8 割りばし4箱	5,000円
合計	20,000円 消費税1,800円 (10%対象 10,000円 消費税1,000円) (8%対象 10,000円 消費税 800円)
△△(株)	登録番号 T1234...
(注)※印は軽減税率(8%)適用商品	

出典：財務省資料、日本商工会議所資料

請求書の様式		記載事項
3 適格請求書（日本型インボイシ）	2区分記載請求書	発行者の名称等
	1 現行の請求書	取引年月日
		取引内容
		取引金額
		書類の交付を受ける者の氏名等
		①軽減税率対象品目である旨
		②税率区分ごとの合計請求書
		③登録番号
		④税率区分ごとの消費税額等

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人
03-5778-4722
http://toeitax.co.jp/

2018/08月号

消費税改正③インボイシ制度で免税事業者は

インボイシ制度の導入

今月は消費税の改正第3弾です。今回は特に事業者には影響の大きいインボイシ制度の導入について解説します。

H31/10から軽減税率が導入されることになるため、現在保存が義務付けられている請求書の記載事項にいくつか追加記載が義務付けられることになっています。インボイシ制度の準備期間として約4年間区分記載請求書（インボイシもどき）という経過措置もありますが、最終的にH35/10から適格請求書等保存方式（以下「インボイシ制度」）が導入されます。事業者が追加で請求書に記載しなければならない項目は上図のとおりです。

したがって、事業者は軽減税率以外にもこのインボイシ制度に則した請求書を発行するためレジシステム等の更新が必要です。二度手間にならないように区分記載請求書のみに対応したものではなくインボイシ制度まで対応したシステムを導入することをお勧めします。

免税事業者は排他

インボイシ制度が始まると、事業者は「適格請求書発行事業者」として税務署にて登録をしないとインボイシを発行することができません。そして、買主側の事業者はこのインボイシがなければ仕入税額控除が出来ませんので、インボイシ制度が始まると買主側の事業者は必ず登録事業者との取引を優先することになるでしょう。

基準期間における課税売上高が1000万円以下等により消費税を受け取っていても納税していない免税事業者は、この登録をすることができません。個人タクシー事業者などは大半が免税事業者でしょうから、会社からは「仕事で使うタクシーは個人タクシーを使わないように」というお達しが出ることになります。このように、このまでは免税事業者は排他されていきますから、免税事業者である小規模事業者は損を覚悟で課税事業者を選択するしかなくなるでしょう。

今月のコメント

夏季休暇はアドベンチャーワールドや白浜海岸で有名な和歌山へ行きました。子供の年齢的にも楽しめるピッタリな場所で無事満喫してきました。天気も良かったのですが非常に猛暑で車内は駐車して戻ってきた頃にはサウナ状態でした。

近年は温暖化を本当に肌で感じますが、特に日差しの強さが気になります。小さい頃に習ったオゾン層の破壊によるものなのでしょうか？遠い将来やフィクションのように感じていたことが現実になってきて初めて真剣に環境破壊などを憂うというのがやはり人の性ですかね…

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp

